

随意契約理由書

発注案件名	新宿公共職業安定所西新宿庁舎タイルカーペット張替等工事	要求部署名	新宿公共職業安定所
発注（契約）内容	新宿公共職業安定所西新宿庁舎のタイルカーペット張替等工事		
発注（契約）案件の要求理由	新宿公共職業安定所西新宿庁舎の床に敷設しているタイルカーペットについては、磨耗、汚れが著しく日常の清掃では除去できない状態となっている。来所者が体調不良を訴えることもあるほか、ビル管理会社よりカーペット張替え工事を要望されており、早急に張替え工事を行う必要が生じたため。		
契約金額	¥9,450,000	契約年月日	平成21年12月24日
契約業者名及び住所	清水建設 株式会社 東京第二建築事業部 港区芝浦1-2-3-20		
随意契約の理由	建物賃貸借契約上、内装改修工事については、当該業者が指定を受けており、競争性がないため、会計法第29条の3第4項に該当するため。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項		
予定価格及び積算内訳	予定価格	—	
見積書徴収状況	1社（業者指定）		
その他特記事項			